

子どもプラザにおける福岡市子育て支援コンシェルジュ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、又は妊娠している方（以下「利用者」という。）がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的として、福岡市（以下「市」という。）が子どもプラザで実施する子育て支援コンシェルジュ事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、市とする。

2 市は、次に掲げる要件をすべて満たす民間団体に、委託し、又は指定管理者に指定し、事業を実施させることができる。

- (1) 福岡市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) ボランティアグループ等の団体、特定非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人、公益法人、その他の社会的信望を有する法人であること。
- (3) 適正かつ効果的に事業を運営できると認められる者であること。
- (4) その他市長が認める要件を満たす者であること。

(事業内容)

第3条 実施主体（市が民間団体に事業を実施させる場合は当該民間団体。以下同じ。）は、次に掲げる取組を実施する。

- (1) 利用者の個別ニーズに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援等による、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の円滑な利用の支援
- (2) 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくり
- (3) 地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域に必要な社会資源の開発等
- (4) リーフレットその他の広告媒体を活用した、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報の積極的な広報・啓発
- (5) 地域子育て相談窓口（児童福祉法第10条の3第1項に基づく地域子育て相談機関に該当）として、子育て家庭等からの相談に応じ、助言、情報提供、サービスや機関の利用支援、区子ども家庭センターへの情報共有（困難を抱える家庭、地域資源等）を行う。
- (6) その他事業を円滑にするため、市が必要と認める取組

(職員の配置)

第4条 実施主体は、事業を遂行するに当たり十分な能力を持つ専任の、常勤職員又は非

常勤職員を配置する。

2 配置する職員は、以下の（１）及び（２）を満たした者又は（３）に該当する者でなければならない。

（１）「子育て支援員研修事業の実施について」（令和６年３月３０日付けこ成環第１１１号、こ支家第１８９号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」（以下「子育て支援員研修事業実施要綱」という。）別表１に定める「子育て支援員基本研修」に規定する内容の研修（以下「基本研修」という。）（当該職員が「子育て支援員研修事業実施要項」５（３）ア（エ）に該当する場合を除く。）及び別表２－２の１の子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」に規定する内容の研修を修了していること。

（２）次の各号に掲げる職員の区分に応じ、相談及びコーディネート等の業務内容を必須とする市が認めた事業や業務について、当該各号に定める実務経験の期間を有すること。

① 保育士、社会福祉士、その他対人援助に関する有資格者 １年

② ①以外の者 ３年

（３） 児童福祉法施行規則第５条の２の８に規定するこども家庭ソーシャルワーカー

3 前項第１号に掲げる研修については、事業を実施する必要があるが、すぐに当該研修を実施できないなどその他やむを得ない場合は、事業に従事し始めた後に適宜受講することを認める。

4 職員は、２人以上配置する。うち１名以上は、開所している時間帯を通して子どもプラザに常駐すること。

（事業の届出）

第５条 事業の委託又は指定を受けた団体は、事業開始にあたっては開始届（様式１）、届出事項に変更があった場合は変更届（様式２）、事業を終了するときは廃止届（様式３）を提出しなければならない。委託又は指定の継続等により、届出が不要の場合はこの限りではない。

（留意事項）

第６条 職員は、利用者への対応に十分配慮するとともに、業務を行うに当たって知り得た個人情報については、業務遂行以外に用いてはならない。事業終了後及び離職した職員及び子育て支援者も同様とする。

2 実施主体は、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健所、児童委員（主任児童委員）、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めなければならない。

3 実施主体は、職員を関係の研修等へ積極的に参加させ、職員の資質、技能等の向上を図らなければならない。

（その他）

第７条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式1

令和 年 月 日

福岡市長 殿

名 称
代表者氏名

児童の福祉の増進について相談に応ずる事業（利用者支援事業）開始届出書

標記について、子ども・子育て支援法第五十九条第一項第一号に規定する利用者支援事業を開始したので、社会福祉法第六十九条第一項の規定に基づき届け出ます。

経営者名称（法人名称）	
代 表 者 氏 名	
主たる事務所の所在地	
施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
事 業 開 始 年 月 日	令和 年 月 日
実 施 形 態	<input type="checkbox"/> 基本型 <input type="checkbox"/> 特定型 <input type="checkbox"/> こども家庭センター型
職 員※	職員数 名 （常勤 名、非常勤 名）

条例、定款その他の基本約款	（書類を添付）
---------------	---------

○該当する□に印をつけること。

※ 事業を専任で担当する人数を記入すること。

様式2

令和 年 月 日

福岡市長 殿

名 称
代表者氏名

児童の福祉の増進について相談に応ずる事業（利用者支援事業）変更届出書

標記について、子ども・子育て支援法第五十九条第一項第一号に規定する利用者支援事業の届出に 変更が生じたため、社会福祉法第六十九条第二項の規定に基づき届け出ます。

経営者名称（法人名称）	
代 表 者 氏 名	
主たる事務所の所在地	
施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
変 更 年 月 日	令和 年 月 日
実 施 形 態	<input type="checkbox"/> 基本型 <input type="checkbox"/> 特定型 <input type="checkbox"/> こども家庭センター型
職 員※1	職員数 名 （常勤 名、非常勤 名）

定款その他の基本約款	（書類を添付※2）
------------	-----------

○変更が生じた事項について記載すること

○該当する□に印をつけること。

※1 事業を専任で担当する人数を記入すること。

※2 定款その他の基本約款に変更があった場合は添付すること。

様式3

令和 年 月 日

福岡市長 殿

名 称
代表者氏名

児童の福祉の増進について相談に応ずる事業（利用者支援事業）廃止届出書

標記について、子ども・子育て支援法第五十九条第一項第一号に規定する利用者支援事業を廃止したので、社会福祉法第六十九条第二項の規定に基づき届け出ます。

経営者名称（法人名称）	
代 表 者 氏 名	
主たる事務所の所在地	
施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
事業廃止年月日	令和 年 月 日
実 施 形 態	<input type="checkbox"/> 基本型 <input type="checkbox"/> 特定型 <input type="checkbox"/> こども家庭センター型
廃 止 理 由	

○該当する□に印をつけること。